

令和4年度 日本遺産「月の都 千曲」ガイド養成講座運営等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、千曲市日本遺産推進協議会（以下、「本協議会」という。）が行う「令和4年度 日本遺産「月の都 千曲」ガイド養成講座運営等業務委託」を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和4年度 日本遺産「月の都 千曲」ガイド養成講座運営等業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「令和4年度 日本遺産「月の都 千曲」ガイド養成講座運営等業務委託 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(4) 業務委託料の限度額

3,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

3. 参加資格

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルへの参加申込書（様式1）の提出日から契約締結日までの間、千曲市物品購入等にかかる契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱（平成16年千曲市告示第6号）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 千曲市暴力団排除条例（平成24年条例第41号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に避難されるべき関係を有しない者であること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 令和4年8月31日までに「令和4・5年度 千曲市物品・製造等競争入札参加資格者名簿」の「大分類19／その他の業務 中分類22／旅行業」において登録がある者、または「大分類19／その他の業務 中分類26／企画・イベント」で

具体的な内容が「イベントなど企画・運営」で登録がある者で、かつ、千曲市及び長野市に本店・支店で登録があること。

- (7) 令和元年度から令和3年度までの間に、官公庁等から類するものの受注実績があること。

4. スケジュール（予定）

内 容	期 限 等
公告	令和4年8月19日（金）
参加申込書の提出期限	令和4年8月31日（水）（必着）
参加資格審査結果の通知	令和4年9月2日（金）
質問の受付期限	令和4年9月9日（金）（正午まで）
質問の回答	令和4年9月14日（水）
企画提案書等の提出期限	令和4年9月16日（金）（必着）
プレゼンテーション審査	令和4年9月28日（水）
審査結果通知の発送	令和4年10月上旬
契約締結	令和4年10月上旬以降

※スケジュールは予定であり、変更があり得ることに留意すること。

5. 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書（様式1）及び次の添付書類を期日までに提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年8月31日（水）（必着）

- (2) 提出書類及び提出部数

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 会社概要又は会社パンフレット（任意様式）1部
- ウ 類似業務実績報告書（様式2） 1部

- (3) 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、火～日曜日（月曜日除く）午前9時00分から午後6時00分までの千曲市日本遺産センター開館時間内とする。

※郵送の場合は、簡易書留等で送付し、電話で到着の確認をとること。

- (4) 提出先

千曲市日本遺産推進協議会（事務局：千曲市役所 企画政策部 日本遺産推進室）
〒387-0023 長野県千曲市大字八幡 4993 番地 1（千曲市日本遺産センター内）

- (5) 参加資格審査結果の通知 令和4年9月2日（金）

参加申込書を提出した事業者に対して、参加申込書に記載された電子メールアドレスに宛に通知する。

6. 辞退

本プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年9月16日(金)(必着)
- (2) 提出書類 辞退届(様式4)
- (3) 提出方法 郵送又は持参 ※上記5(3)のとおり
- (4) 提出先 上記5(4)のとおり

7. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和4年9月9日(金)(正午まで)
- (2) 提出書類 質問書(様式3)
- (3) 提出方法

電子メールに質問書(様式3)を添付

※件名を「日本遺産「月の都 千曲」ガイド養成講座運営等業務委託 公募型プロポーザルに関する質問」とし、電子メールを送信した後に、担当部署へ送信した旨の電話をすること。

- (4) 提出先

千曲市日本遺産推進協議会(事務局:千曲市役所 企画政策部 日本遺産推進室)

E-mail : jh-suishin@city.chikuma.lg.jp

- (5) 回答方法

令和4年9月14日(水)までに千曲市ホームページに掲載する。

- (6) その他

電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせる。

【これ以降は、参加資格を有する者の手続きです。】

8. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年9月16日(金)(必着)

- (2) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書等提出届(様式5) 1部

イ 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本8部

(企画提案書の主な説明事項)

- ① 企画概要(全体スケジュールを含む)

- ② 提案の特徴
- ③ 運営体制
- ④ 広報 PR 方法の詳細説明
- ⑤ ガイド養成講座等の詳細説明
- ⑥ 本事業を基軸とした「日本遺産の認定ストーリーや構成文化財」等の普及啓発、受講者のスキルアップに関する詳細説明

※A4サイズ（A3折り込み可）、長辺綴じ、ページ番号を付すこと。

ウ 提案見積書（任意様式）正本1部、副本8部

- (3) 提出方法 郵送又は持参 ※上記5（3）のとおり
- (4) 提出先 上記5（4）のとおり
- (5) その他 1者につき1提案とする。

9. 企画提案書の記載項目

仕様書の「5. 業務内容」及び評価基準書（別紙1）に基づき、各項目に沿った内容を記載すること。

10. プレゼンテーション審査

- (1) 実施日時・会場 令和4年9月28日（水） 千曲市役所内会議室
※実施日時と会場の詳細は、決定次第、参加者へ通知する。
- (2) 時間配分（予定）
25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）
- (3) 出席者 3名以内
※本業務にかかわる者を必ず含めること。
- (4) 使用機材
本協議会が用意するプレゼンテーション機材は次のとおりとする。不足がある場合は事業者が用意すること。
 - ア プロジェクター
 - イ 投影用スクリーン
- (5) その他
 - ア 当日の追加配布の資料は原則認めないが、質疑応答で質問に回答する際に追加資料を必要とする場合のみ、追加資料の提案及び提出ができるものとする。
 - イ 時間配分については、参加者数によっては変更する場合がある。
 - ウ 当日の内容を録画又は録音する場合がある。

1 1. 選定方法

(1) 審査及び審査基準

- ア 本協議会において、令和4年度 日本遺産「月の都 千曲」ガイド養成講座運営等業務委託の審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、評価及び選定を行う。
- イ 「評価基準書（別紙1）」に基づき、審査・採点する。
- ウ 審査結果の合計得点が最も高い者を受託候補者とする。
- エ 最高得点者が複数となった場合は、見積額がより廉価であったものを受託候補者とする。さらに見積額が同額であった場合は、審査委員会の投票で決定する。
- オ 参加者が1者の場合においても、本プロポーザルは有効とするが、選定については、審査委員会で決定するものとする。

(2) 結果通知

令和4年10月上旬、プレゼンテーションに参加した全ての参加者に審査結果を文書で通知するとともに、後日、千曲市のホームページで公表する。

1 2. 契約の締結

受託候補者に決定された者は、本協議会と協議の上、地方自治法第234条に定める随意契約により、契約を締結する。

なお、受託候補者が参加資格を満たさないと判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、審査結果の次点の者から順次交渉とする。

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 実施要領「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 審査委員会が不適格と認めた場合

1 4. 留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後における提出書類等の差し換え、修正、追加等は認めない。ただし、本協議会の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (3) 提出された書類等は返却しない。

- (4) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的として実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約内容については、受託候補者と本協議会が協議により仕様を確定し、その上で契約を締結する。
- (6) 本プロポーザルにかかる情報開示請求があった場合には、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 15 年条例第 16 号）の規定に基づき開示することがある。

【担当部署（問い合わせ・提出先）】

千曲市日本遺産推進協議会（事務局：千曲市役所 企画政策部 日本遺産推進室）

〒387-0023 千曲市大字八幡 4993 番地 1（千曲市日本遺産センター内）

電 話：026-273-4170（直通）

E-mail：jh-suishin@city.chikuma.lg.jp

担当者：小宮山 義幸